

株主総会をめぐる法的紛争の誘因

加藤修

第一節 はじめに

第二節 法的紛争の誘因となる行動

- (1) 従業員株主の利用
- (2) 一括説明・一括回答
- (3) 株主総会開催日の一日集中

第三節 まとめ

第一節 はじめに

株主総会は、法人である株式会社の意志決定機関として法定され、株式会社として欠くことのできないものである。現行法上、株主総会は、「万能の機関」ではないが「最高の機関」と位置づけられている。株式会社の基礎にかかわる事項、株式会社の他の機関にかかわる事項、株主の利益にかかわる事項は、株主総会の決議事項となっている。

株式会社において重要な役割をはたす株主総会をめぐる法的紛争解決のため、商法は、各種の訴訟類型をあらかじめ

め定めるなどして対応を予定している。紛争の当事者は、主として会社と株主である。これら当事者は、それぞれ主張をし、紛争の解決をめざす。その場合に、関係当事者は、相手方に非があり、自分はむしろ被害者であるかのよう
に考えがちである。しかし、観点を変えてみると、そのように考える関係当事者のほうが、株主総会をめぐる法的紛争の誘因を作り出している場合がある。その関係当事者は、加害者とまではいえないとしても、関係当事者のあのような行動・態度がなければ、法的紛争が予防できたのではなからうか、あるいは、法的紛争が発生しなかったのではなからうかとの場合も考えられる。

本稿で考えている株主総会をめぐる法的紛争は民事事件であり、刑事事件におけるような加害者と被害者の関係から生ずる問題とはその性質を異にする。しかし、その点に関連する宮澤浩一教授の以下の論述は、株主総会をめぐる民事上の法的紛争の予防や発生阻止のために非常に示唆に富み、参考になるものと考えられる。すなわち、

「被害者の中に、被害者になりやすい人格があるのではないか、被害者になる傾向が潜在的にあるのではないか、被害者が意識的もしくは無意識的に、被害者になりやすい状況に身を置き、それによって自らを被害者に陥れるのではないか……なるほど、被害者は社会にとって危険でもなければ、有害でもないように思われる。むしろ、犯罪人というにくむべき者の攻撃を受けた気の毒な人であり、社会はそのような被害が生まれたことに対して、その者の代わりにその者の損害をなんとか回復しようとして、持てる機能をフルに活用しようとする。

だが、被害者は本当に危険でなく、無害な存在であらうか。常に、非難を加える余地のない、気の毒な存在なのだろうか。被害者と加害者の関係には、それほど整然と分けられるような静的構造が初めから存在しているなどということはできない。」と論述されている(宮澤浩一・被害者学の基礎理論二頁、二三頁(一九六六年))。

株主総会は、会社において重要な役割をはたす。従って、会社経営者側は、株主総会に万が一のことがあって、混乱し、意思決定できないような事態が生じては大変であるとして、入念な準備を行なうのを常とする。その場合、被

害者意識や被害妄想も程度の差こそあれ生じ得る。準備自体は決して悪いことではない。充分な準備をかさね、どこおりになく円滑のうちに事が終了することは、一般的には良いことである。しかし、個々の準備対応策が適法の範囲内に一応あるとされ、そして、全体として、株主総会が有効に成立し、決議が有効と解されるにしても、「健全な会議体」という観点からすると、はたしてそれで良いのかとの疑問が生じ得るような事態も生じている。短時間のうちに円滑に会議体が予定どおりに終了することが最終の最大目的となり、形骸化・儀式化したとはいえとにかく会議体という手段を使用して意思決定する過程の重要性をないがしろにし、混乱の被害者にだけはいらないとの意思のみがひとり歩きしている憾がある。

被害回避に重点を置き、会議体における意思決定過程重要性を軽視する発想は、会議体参加者の不信を生みだし、会議体設定者および運営者への信頼感喪失へと連なる。そして、それが、種々の紛争をよびおこす原因となるのである。株主総会についていえば、株主側は、被害回避にあくせくして姑息な行動をくりかえす取締役側を信頼せず、それが、法的紛争の誘因となり得るのである。もちろん、株主側にも加害者のごとく問題行動をとるものが存在し、それが、取締役側を身がまえさせ、取締役側の被害者意識を生み、過剰とも思える準備対応策に走らせることは否定できない。しかし、個々の株主の問題行動は、現行の秩序維持に関する諸規定で対応可能と判断し、種々の点で優位にある取締役側にこそ自制を求めることが、事の順序と考えられる。相互不信をさらけ出し、潜在的被害者意識のもとでうしろ向きの対応策に奔走することに終止符をうち、比較の上で優位にある者、あるいは、力のある者の側で最初の一步を踏み出すことが重要であると考えられる。最初の一步が上首尾のうちに終るならば、さらに歩を進め、より良い方向へと全体を導くことも可能である。誤まれる被害者意識からうしろ向きの対応策を考えるのにも、また、理想を指向したまえ向きの対応策を考えるのにも、同じ労苦を必要とする。そうとすれば、少しでも良くなる方向で事を考えるのが自然であるし、また、人間の英知を示し、絶望からのがれ出るためにも必要と思われる。

第二節 法的紛争の誘因となる行動

種々の留保を付しながらも一般に適法とされる行動、あるいは、何んの留保を付することなく一般に適法と解される行動が、誤まれる被害者意識から姑息なまでに繰り返されると関係当事者の不信を生み、信頼感を損い、結局のところ法的紛争の誘因となることがあり得る。今のところとにかく適法と解されているのだから、それで良しとし満足することはできない。形骸化と儀式化の現実はあるものの、充分に議論をかさね英知を結集して意思決定する会議体という理念型を念頭に置き、株主側にも理解がないむきもあるとの困難を認めつつ、一步でも理念型に近づく努力が必要であると考えられる。また、会議体に関する理念型にどの程度の距離を置くか否か、すなわち、限りなく近づくこととする態度をとるかあるいは現実をかなり肯定して若干の離反を受け入れる態度をとるか否かによって、同じ行動が、一定条件のもとにおいて、評価の変更を受け、裁量権の濫用・逸脱による違法性の判断に変更がなされることもあり得る。

法的紛争の誘因となる行動に対する評価は、社会意識の状況、種々の株主の活動態様に従って微妙に変化する相対的なものである。現在のところ、会議体の理念型から若干離れた株主総会運営に社会全体は相当に寛容であり。眉をひそめさせる活動をあえてする無理解株主や特殊株主もおりおり散見されるため、株主総会をめぐる法的紛争の誘因となる行動に対する適法評価がゆるやかに甘くなされがちの傾向が見てとれるように思われる。それが社会的妥当性というものかもしれない。しかし、会社経営の任にある取締役側は、すでに前述したように、現状に埋没することなく、自ら主導権をとり、被害者意識をすて、あるべき姿に一步でも近づく努力をすべきものと考ええる。誰かが主導権をとらなければ、改革は進まない。惰性で今までどおりを継続してゆくと、突然の社会情勢の変化、株主意識の変容、外国からの圧力に驚き、後手にまわる対応をくりかえし、信頼を失うのみならず、改革自体も上首尾にゆかないおそ

れがある。

(1) 従業員株主の利用

昭和五六年の商法改正により、株主の権利行使に関する利益供与禁止規定が定められ(商法二九四条ノ二)、罰則規定も設けられた(商法四九七条)。その結果、取締役側と気脈を通じて、会社経営陣の思いどおりに株主総会を運営・終結させる役割を果たす「与党的総会屋」を活用することが明白に違法となり、また、司法当局の取締も厳しくなった。そのような事情のもとで、会社経営陣に忠実な従業員株主の株主総会運営における利用が顕著となった。現在、従業員株主は、「総会の運営においては必要不可欠な存在となっている。特殊株主からの暴力や威嚇的な言動に対し議長を支持する株主としてその役割は大きなものがある」⁽¹⁾と実務において評価されている。

従業員株主の活用に関し、世上、「四国電力事件」と称される裁判例にその典型を見ることができる。第一審裁判所の認定によれば、約二三〇の椅子が株主席として用意された株主総会会場開門前にすでに「株主席の最前列から第五列目の半分までと中央部付近に社員株主を中心とする株主が着席しており、七八席を占め、そのうち最前列から後方へ第四列までの六四席は、一座席のほか空席がない状態」⁽²⁾とのことである。本裁判例は、株主総会決議取消請求事件ではなく、不法行為に基づく会社に対する損害賠償事件であり、第一審裁判所によれば、原告株主らは、「第五列ないし第七列目に着席し、随意に質問や動議の提出などをしている……原告らが右着席位置によって指名等について被告から差別的な扱いを受けたり、他にその株主権の行使に関して、具体的な不利益を受けたことを認めることができない」⁽³⁾とされ、結論として、「本件総会における株主の座席についての被告の措置が適切を欠いたものであっても……不法行為を構成するほどのものであるとはいえない」と判示されている。そして、本件控訴審においては、「反対派株主が喧騒をもって議事進行を妨害したり、あるいは、議長席や役員席を取り囲んだり、占拠されたりするおそれが

十分予測されたものといわざるを得ない」との事情のもとでは、従業員株主を「株主席前方に着席させた措置は、株主総会の議事運営を円滑に進行させるためのやむを得ない方策であって、合理的な理由による株主間の差別的取扱であり……本件総会の運営に関する被控訴人の行為には違法性がなく、不法行為を構成しない」と判示されている。⁽⁴⁾有力な学説も種々の留保や懸念を表明しつつ本件判旨結論に賛成している。⁽⁵⁾

株主総会招集者には、会場設営に関して裁量権があり、株主の着席位置指定権限もあるとして、右の控訴審判決は、株主総会議事の円滑進行と従業員株主の総会会場前方席先占を対比し、利益衡量を行ない、結論に達している。しかし、会議体のあり方からすれば、株主席として用意された場所のどこに着席するかは株主の自由にまかせ、特定の場所に希望が集中するならば、先着順とか抽選にするというのが一般的な観点からして「公正」というものである。

株主総会議事の円滑進行や総会会場の秩序維持のためには、従業員株主の会場前方席先占のほかにいくつも方策が考えられるのだから、長期的視点からすれば、批判に耐えかねると思われる安易な方法に頼るべきではないと考える。

確かに、株主総会では、前もって議決権行使書や委任状によって議案に対する賛否が明らかになっており、会議場での質議は最終的な決定とかかわりのないものとして行なわれるのが通常であるから、「会議体の崩壊」が生じており、「会議体」としてはとうに破綻しているとの観点をさらに推し進めてゆけば、会場着席問題はとるに足りないことにもなりそうである。しかし、現行商法は、依然として、株主総会を会議体として把握しており、本人出席や代理人出席が多数にのばれば、立派に会議体が構成されることを忘却してはならない。その意味において、会場着席問題は軽視されてはならない。事は、会議体の信頼性にかかわるからである。⁽⁶⁾

信頼性が損われ、不信感が増大し、株主がいがしるにされ疎外されたと感じれば、株主側は適法ぎりぎりの反発行動あるいは違法覚悟の過激行動を採用しかねない。それに備えて、株主総会招集者側は、総会議事の円滑進行や総会会場の秩序維持のため、被害者だけにはなりたくないとの一心から万全を期して姑息な手段も選択しかねない状況

が出現する。ここに悪循環が生まれる。悪循環は絶やさなければならぬ。このように考えてみると、どちらが被害者でどちらが加害者かなどといった場合ではないことが判明する。最初は混乱があるかもしれないが、改善の主導権は、その能力も資力もある株主総会招集者側がとるべきであろう。潜在的な被害者意識から、次元の低い防衛行動に走るようなことは慎まなければならない。

(2) 一括説明・一括回答

会社役員側は、個々の株主の個々の質問ごとに説明する必要はなく、合理的議事運営の観点から、幾人かの株主の関連質問をまとめて説明し、個々の質問がどの株主よりなされたものを明らかにしなくてもよいし、また、質問書が事前に提出されている場合であっても、議長は、特に当該株主に発言を促す必要はなく、総会において株主が質問する前にそれに対する回答を取締役が積極的にしてもよいし、さらに、多数の質問書が提出されている時には、総会運営円滑化のため、総会で改めて質問をまつことなく個々の質問者を明らかにせず、一括回答することができると解されている⁽⁷⁾。判例も、世上、「東京建物事件」と称される裁判例で、「説明の方法について商法は特に規定を設けていないのであって……株主が会議の目的事項を合理的に判断するのに客観的に必要な範囲の説明であれば足りるのであり、一括説明が直ちに違法となるものではない」、「質問者がその氏名を明らかにすることの要否と説明の範囲とは異別の問題であるとともに、説明は質問者に対しその求めた事項について行われるのであるから、説明の対象に質問者の氏名が含まれると解すべき余地のないことは明らかである」と判示している⁽⁸⁾。

一千項目を超える質問書が事前に届けられたり、議題と関係のない支離滅裂な質問が総会会場でなされたりすることもあるし、また、株主の側からしても、十分に整理した説明・回答を受けたほうが、便宜な面もある。しかし、対話を重視する開かれた会議体という理念型を念頭に置くと、一括説明・一括回答は、短時間のうちに予定どお

り円滑に株主総会を終了させる手段として濫用されるのではないかとの危惧も生ずる。その場ですぐに理解できないとしても、後になってからよく考え、思い出してみると、確かに、ある所で説明・回答がなされているのだから、会社役員側の説明義務が尽されているとして、それで良しとするのも一つの立場であろう。種々の価値観を有する様々な事情のもとにある株主が株主総会に参加しているわけであるから、最善のものを求めて混乱するよりも、学説・判例上適法とされる次善のものでとにかく平穩のうちに終了する方法を選択する傾向が強くなるのも無理はない。

株主総会が一面において形骸化し、儀式化していることは、最高機関としての株主総会が株主の直接民主制を建前としていることと実際の現実との乖離の中で、認めざるを得ない。しかし、株主が、特殊株主にしろあるいは一般株主にしろ、経費自己負担で現実に株主総会に出席しているとすれば、それら株主の持株合計が発行済株式総数にくらべて僅かであり、そして、それら株主は他の欠席株主の付託を受け受任者として出席しているわけではないが、強力な拒否権を有する株主総代がそこにいるかの如くの気持ちでそれら株主に説明するとの理解が広がれば、対話重視の株主総会が今以上に可能と考えられる。全部が全部というわけではないが一部にしろ、紋切り型の一括回答・一括説明と短時間のお座なりの質疑応答でもって結了させられる株主総会がまかり通るようでは、長期的観点からして株主側の信頼を得られない。落胆と不信感が広がれば、それに見合う反作用が考えられ、それがまた、必要最少限の紋切り型の対応を呼び起こすとの悪循環が生じ、法的紛争の誘因を作り出しかねない。

株式会社を中心とする企業組織は、付加価値を高めるために、個性的で独自性ある製品やサービスを提供しようとする地球規模で競争をしている。株主総会の運営は、保守・維持の仕事であるから、伝統と横ならび意識で行なう工夫や改革が不必要というわけでもなからう。個性的で独自性ある対話重視型の株主総会運営が随所でみられるようになれば、株主側の信頼も増大し、特殊株主の理不尽な行動も前向き合理的株主総会運営の雰囲気の中でかき消される方向で沈静化させられるようにも考えられる。株主総会は、形骸化し、儀式化しており、その議決の結果は、開会前

に判明してめったに覆ることもないから、短時間のうちに終了する混乱のない円滑な運営が、目標とされることも多いが、それは本末転倒というものであろう。そのような安易な目標設定が行なわれると、問題株主、特殊株主、総会屋といわれる人々に毅然たる態度をとれず、被害回避のみを目的とするような姑息な総会荒らし対策に終始することになり、いつまでも健全な展開ができないこととなる⁽⁹⁾。

(3) 株主総会開催日の一日集中

株式会社がその決算期の末日を国や地方公共団体の会計年度の末日に合わせることは合理性がある。そして、決算を行ない、株主総会開催の準備をし、法定の手続を進めていくとある期間に株主総会開催日が集中することも自然である。しかし、通例、年一回開催される上場会社の定時株主総会開催日が極端にある特定の一日に集中するのは、奇異といえば奇異であるし、また、かなり異論の生ずるものである。

全国八証券取引所に上場されている株式会社で外国企業を除く二、一六七社を調査対象とし、回答時期が平成六年夏であり、回答会社数一、八三三社のアンケート調査において、株主総会開催日時⁽¹⁰⁾の決定要因として、「他社の開催日時と合わせる」という回答が一、一三四社(回答会社全体の六一・九%、前年調査比一・七ポイント増)ととも多く、そして、その解答は、ある意味では不思議な回答であり、理由にならない理由であるが、その裏に、他社の株主総会開催日と合わせることによって、少しでも、プロ株主(総会屋、特殊株主)の出席機会を分散させようという思いが込められているのは「知る人ぞ知る」であると説明されている⁽¹⁰⁾。ここで思い起こされるのは、米国企業の例である。一月末に決算を発表した企業が三月から五月にかけ「さみだれ式」に年次株主総会を開催し、しかも、毎年、総会開催地を変える例も多く、その背景として、北米全域に点在する個人株主に、できるだけ出席してもらおうという「機会均等」の思想が見てとれるとのことである⁽¹¹⁾。

総会荒らしの勝手・理不尽な行動により株主総会が混乱におとし入れられた例も過去にあるので、そのような被害者の立場になりたくないとの関係者の気持は手に取るように理解できる。しかし、さみだれ式で総会開催地を毎年変更するという機会均等型の米国方式は、世界の批判に充分耐えられるのに対して、上場会社の総会開催日一日集中型の日本方式は、それなりの日本流の理由はあるものの、残念ながら、世界の批判に耐えられないと考えられる。株式会社という世界に開かれ、その基本において世界共通のものがある制度を利用しながら、その実際の運営が、ある地域に特異な意識や慣行に従って実行されるためには相当に合理的な理由が必要であるが、そこでは、それが欠けているように思われる。ただ、我が国においても、近年、あえて特定日集中を避けて株主総会開催を行なう会社が明白に観察されるようになったのは、合理的思考を追求するものとして良い傾向である。株主総会開催日に関する合理的思考が、株主側の信頼回復につながり、株主側も理不尽ことをやってはられないとの環境を作り出す必要がある。混乱を恐れ、被害者だけにはなりたくないとの一心から、道理に合わない対応を繰り返し、株主総会の形骸化に一層の拍車をかけ、事態を悪化させる悪循環は避けなければならない。

株主総会の開催地に関しては、定款に定めれば、本店の所在地またはその隣接地で招集する必要はないのだから(商法三三二条)、株主の全国分布や交通の便を考慮に入れ、招集地を選択する慣行が生じてくれば、株主総会を今よりも株主に身近なものとすることができ⁽¹²⁾る。さらに、総会荒らしなど特殊株主に対しては、経営陣の決意とその他の対策で充分に対応可能なのだから、総会開催日一日集中という姑息な手段に頼るべきではない。株主重視と口でいっていても、姑息な手段に頼るようでは、株主の信頼を得ることができない。株主、特に個人株主は、自分自身で株主総会に出席する意欲に欠ける場合が多いであろう。しかし、複数の株式会社の株主である個人株主が、総会招集通知を見て、開催日が同一であり、かけもち出席がそもそもはじめから不可能と知った場合、一種の疎外感を程度の差こそあれ味わうと思われるが、その点を会社経営陣の都合ばかり考えて無視するのは望ましいことではない。

- (1) 商事法務研究会編「株主総会白書（一九九四年版）」商事法務一三七三号一五頁（一九九四年）。
- (2) 高松地判・平成四年三月一六日・判例時報一四三六号一〇三頁（一九九三年）。
- (3) 高松地判・平成四年三月一六日・前掲判例時報一四三六号一〇四頁。
- (4) 高松高判・平成五年七月二〇日・判例時報一五〇一号一四九頁、一五〇頁（一九九四年）。
- (5) 第一審判決について、鈴木竹雄「株主総会の設置と株主平等の原則」商事法務二二八九号二頁以下（一九九二年）、三枝一雄「本件第一審評釈」金融・商事判例九〇四号三〇頁以下（一九九二年）なお、西尾信一「本件第一審解説」手形研究四七七号七五頁（一九九三年）も判旨結論に賛成のようである。控訴審判決について、末永敏和「市民運動と会社法」岡山大学法学会雑誌四四卷三・四号三五頁（一九九五年）。
- (6) 上村達男「株主総会に期待するものは何か―一九九四年版『株主総会白書』を読んで―」商事法務一三七六号三頁（一九九四年）。
- (7) 森本滋・新版注釈会社法二三七条ノ三注三八、三九（五卷一五四頁、一五五頁）（一九八六年）。
- (8) 東京高判・昭和六一年二月一九日・判例時報二二〇七号一二二頁（一九八六年）。なお、この判決については、昭和六一年九月二五日に上告審判決（最高裁第一小法廷）が出されており（商事法務一〇九〇号九二頁（一九八六年））、原審は正当であるとし、簡単に上告を棄却している。
- (9) 新山雄三「イデオロギーとしての『総会荒らし（総会屋）』対策」判例タイムズ八一六号八四頁、八五頁（一九九三年）は、総会屋荒らしは、経営者の毅然とした姿勢と警察力行使準備で充分解決のつく問題であり、「総会荒らし」というような事態発生の可能性などが、株主権や株主総会の制度の在りようを左右しうるような論拠たりえないことは多言を要しない」とされる。
- (10) 商事法務研究会編「株主総会白書（一九九四年版）」前掲商事法務一三七三号二〇頁、二五頁。
- (11) 日本経済新聞・一九九五年三月六日（夕刊）四版二頁。
- (12) ドイツにその例をみる地域別株主懇談会（Regionalversammlung）は、我が国における株主総会の現状を見ると改善の策として参考となり得る。地域別株主懇談会とは、ドイツ株式法の規定するものではないが、株主総会の準備と進行の円滑化を目的として、会社の状況と株主総会の議事項目につき前もって知らせる任意の地域別の株主会合であり、情報開示について株主平等原則を遵守して、会社役員側と株主の関係改善を目ざして開催され、株主はその会合を通じて、総会への態度を決め、議決権行使の委任をするものと理解されている（Regionalversammlung について Eckardt, in Gebler/Hefermehl

/Eckardt/Kropff, Kommentar zum Aktiengesetz, 1974, Anm. 18~20 zu Vorbemerkungen vor § 118 に詳細であらう。

第三節 まとめ

株主総会が、本来予定された機能を充分發揮し、混乱なく円滑のうちに終了することが希望される。しかし、現実には、制度そのものに由来する形骸化・儀式化の危険ならびに無理解株主の問題行動によって思いどおりの結末をむかえていないことも多々ある。あのことさえなければ、あの行動さえなければ、との思いは、株主総会招集者と株主総会参加株主の胸に去来するであらう。その場合に、次回からは被害者にだけはなりたくないとの思いから、学説・判例上において違法性・有責性なしとされる行動を適法性の限界ぎりぎりまで繰り返し追求し、防衛行動に走ることが、理想に背馳した姑息な対応手段の集積と評価され、世界からの批判に耐えられなくなることも考慮しなければならぬ。姑息な対応が、株主総会関係者の相互不信を生みだし、その信頼感喪失が株主総会をめぐる新たな法的紛争の誘因となり、その紛争における被害者の立場を避けるために更なる姑息な過剰防衛的対応策を生み出すとの悪循環が生ずることとなる。このような悪循環はどこかで断ち切らなければならない。

株主側にも問題行動をとるものがみうけられるが、それに対しては、取締役側の毅然たる態度と秩序維持に関する諸規定で対応可能と考え、種々の点で株主側よりも優位にある取締役側で主導権をとり、悪循環の切断と事態改善につとめるべきものと考えられる。従業員株主の株主総会における利用、一括説明・一括回答、株主総会開催日の一日集中は、個々的には違法性・有責性なしとされるが、それらの複合と繰り返し、種々の不都合と反作用を呼び起こし、株主総会をめぐる法的紛争の誘因となっている面のあることを忘れてはならない。被害者意識や被害者になりたくない意識から、種々の行動がなされても、一概には不合理とはいえない。しかし、それもゆき過ぎれば、合理性を

欠くこととなろう。株主総会をめぐる法的紛争は、民事であるため、被害者と加害者という概念になじみにくい面もある。しかし、被害者学という分野で得られた認識を参考にして、その点に関連し、商法的観点から反省することには意義があるよう考えられる。

（平成七年九月三日稿）